

令和5年度 職業訓練指導員免許取得講習(48時間講習)のご案内

【主催】青森県職業能力開発協会

青森市大字野尻字今田 43-1

TEL 017-738-5561/ FAX 017-738-5551

この講習は、職業能力開発促進法施行規則第39条第1号に基づき、短期間に指導方法に関する最低必要な知識を習得させ、職業訓練指導員免許を与えようとするもので、厚生労働大臣の指定する職業訓練指導員免許取得講習(48時間講習)です。

受講希望者は、下記方法に基づいて手続きをお願いします。

【1】開催期間及び場所

令和6年1月15日(月)～20日(土) 8:30～17:15(連続6日間)

「弘前職業能力開発校」弘前市田町五丁目3-3 Tel0172-35-9935

【2】講習内容

講習科目	時間	科目の内容
職業訓練原理	4	職業訓練の沿革・意義・目的
教科指導法	16	訓練実施計画・指導の準備・指導のすすめ・教材の活用・訓練評価
労働安全衛生	3	安全管理・安全の確認・衛生管理・衛生と作業環境
訓練生の心理	7	訓練生の選抜・訓練生の特質の理解・技能習得
生活指導	6	生活指導の分野・生活指導の方法
関係法規	4	職業能力開発促進法・職業安定関係法・労働基準関係法
事例研究	6	作業分解・指導案・訓練実施計画・指導記録等の事例研究
確認テスト	2	上記全科目
計	48	

【3】受講資格

下記②、③、⑩に該当する方は、特別履修証明書及び履修証明書類の双方の書類提出が必要です。

要件	免許職種に関して必要な実務経験年数
① 免許職種に関する技能検定合格者(免許職種に係る1級・単一等級)	—
② 学校教育法による免許職種に関する学科を修めて大学を卒業した者	卒業後 2年
③ " 免許職種に関する学科を修めて短期大学又は高等専門学校	" 4年
④ 免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者(技能照査合格者)	修了後 1年
⑤ " 専門課程の高度職業訓練を修了した者(技能照査合格者)	" 3年
⑥ " 専門課程の高度職業訓練を修了した者(上記⑤に掲げる者を除く)	" 4年
⑦ " 普通課程の普通職業訓練を修了した者(技能照査合格者)	" 6年
⑧ " 普通課程の普通職業訓練を修了した者(上記⑦に掲げる者を除く)	" 7年
⑨ " 短期課程の普通職業訓練(700時間以上)を修了した者	" 10年
⑩ 学校教育法による免許職種に関する学科を修めて高等学校を卒業した者	卒業後 7年

※ その他については当協会へお問い合わせ願います。

【4】受講申込用書類

受講願書、履歴書、実務経験証明書は、当協会所定の様式となります。当協会ホームページからダウンロードが可能です。

(1) 受講願書・履歴書 各1通

※名字等に変更がある方のみ、戸籍抄本を添付願います。

(2) 受講資格を証する書類

ア 実務経験証明書

※但し、【3】受講資格①に該当する方は提出不要です。

イ 合格証書、修了証書、卒業証明書の写し

ウ 【3】受講資格②③⑩に該当する方のみ提出が必要な書類として、特別履修証明書及び履修証明書類の2通

※特別履修証明書様式は、当協会より配付いたします。

※履修証明書類(シラバス)は、卒業校よりお取り寄せ願います。

※成績証明書は該当とはなりません。

【5】申込方法及び受講料

当協会へお申込みいただくか、または下記認定職業能力開発校へお申込み願います。

なお、受講料には、テキスト“十二訂版職業訓練における指導の理論と実際”の代金を含みます。また、一度納入した受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご了承ください。

ア 当協会へお申込みの方

受講願書等は、郵送願います。当協会では、窓口での受付は行っておりません。

受講資格等の審査後に、当協会から連絡を致しますので、その後に受講料を下記口座へお振込み願います。

■受講料 14,500 円

[振込先] 青森銀行問屋町支店 普通預金No.87074 青森県職業能力開発協会

イ 下記認定職業能力開発校へお申込みの方

受講願書等、受講料(現金)は持参願います。

■受講料 15,500 円

校名	〒	住所	電話番号
八戸職業能力開発校	031-0001	八戸市類家二丁目 7-30	(0178) 22-5251
三沢職業能力開発校	033-0043	三沢市千代田町四丁目 140-44	(0176) 53-3690
十和田職業能力開発校	034-0001	十和田市大字三本木字千歳森 292-7	(0176) 23-3397
七戸職業能力開発校	039-2571	上北郡七戸町字蛇坂 57-3	(0176) 62-2491
五所川原職業能力開発校	037-0016	五所川原市字一ツ谷 503-5	(0173) 34-2731
弘前職業能力開発校	036-8054	弘前市田町五丁目 3-3	(0172) 35-9935

【7】 講習受講に際しての持参品

上記テキスト、筆記用具、ノート、昼食

【8】 その他

(1)下記に該当する方は、免許の取得ができません。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない方

(2)受講に関する注意事項等は、受講願書を受理した後、受講者に通知します。

(3)講習最終日の確認テストに合格し、講習修了証書の交付を受けた者については、青森県手数料徴収条例により免許申請手数料として、県証紙代2,300円を当日徴収いたします。